

新 旧 対 照 表 (案)

改 正	現 行
<p>第 9 節 開発不適区域の除外</p> <p>(開発許可の基準)</p> <p>法第三十三条第一項第八号 <u>主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(開発行為を行うのに適当でない区域)</p> <p>令第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、<u>急傾斜地崩壊危険区域</u>（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域をいう。第二十九条の七及び第二十九条の九第三号において同じ。）とする。</p> <p>(開発登録簿の記載事項)</p> <p>規則第三十五条 法第四十七条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三十三条第一項第八号ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>二 略</p> <p>1 開発不適区域の除外</p> <p>(1) <u>自己居住用以外</u>の開発行為にあつては、<u>開発区域内に</u>、原則として次の区域内の土地を含まないこと。</p> <p>ア 建築基準法による災害危険区域</p> <p>イ 地すべり等防止法による地すべり防止区域</p> <p>ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害特別警戒区域</p> <p>エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>オ 特定都市河川浸水被害対策法による浸水被害防止区域</p> <p>2 ただし書きの適用</p> <p>(1) 「<u>開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき</u>」は、<u>開発不適区域における開発許可を例外的に許容する場合を規定するものであり、次に掲げる場合が考えられる。</u></p> <p>ア <u>開発不適区域のうち、その指定が解除されることが決定している場合または短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合</u></p>	<p>第 8 節 造成工事</p> <p>(開発許可の基準)</p> <p>法第三十三条第一項第八号 <u>(本章第 1 節参照)</u></p> <p>(開発行為を行うのに適当でない区域)</p> <p>令第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。</p> <p>3 防災工事</p> <p>(1) 原則として、<u>次の区域等を造成区域に</u>含まないこと。</p> <p>ア 建築基準法による災害危険区域</p> <p>イ 地すべり等防止法による地すべり防止区域</p> <p>ウ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害特別警戒区域</p>

改 正	現 行
<p><u>イ 開発区域に占める開発不適区域の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により開発不適区域の利用を禁止し、又は制限する場合</u></p> <p><u>ウ 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用が想定されない場合</u></p> <p><u>エ 災害危険区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合</u></p> <p><u>オ アからエまでの場合と同等以上の安全性が確保されると認められる場合</u></p> <p><u>(2) ただし書きを適用した場合は、その旨を開発登録簿に記載すること。</u></p>	